

大川広域行政組合職員身元保証規程

〔平成16年 3月29日〕
訓 令 第 14 号

改正 平成19年 3月29日訓令第 2号 平成19年 3月29日訓令第 5号

(目的)

第1条 この規程は、身元保証ニ関スル法律（昭和8年法律第42号）に定めるもののほか、職員の身元保証に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で職員とは、大川広域行政組合職員の定数に関する条例（昭和48年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号）第2条第1項に規定する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された者を除く。）をいう。

(身元保証の提出)

第3条 大川広域行政組合の職員に採用された者は、身元保証人（以下「保証人」という。）2人を選定し、身元保証書（別記様式）による保証書を、管理者（消防の機関の職員にあつては、この項、第3項、第4項及び第5条において消防長）に提出しなければならない。

2 保証人は、相当の保証力のある民法（明治29年法律第89号）上の能力者である成人であり、かつ、職員でない者であつて、そのうち1人は、1親等の親族以外の者から選定しなければならない。

3 保証人の住所に異動があつたときは、職員は、ただちに管理者に届出なければならない。

4 保証人が、第2項に規定する資格に該当しないと認めたときは、職員はただちに管理者に届出て、新たに適当な保証人を立てなければならない。管理者において、保証人が同項に規定する資格に該当しないと認めたときも、また同様とする。

(保証期間)

第4条 身元保証の期間は、3年とし、その期間を経過したものについては、必要に応じ更新することができる。

(管理者の通知義務)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、すみやかに文書をもって保証人に通知しなければならない。

(1) 職員の勤務成績が良好でないと認め、又は不誠実な行為があつて保証人の責任をひき起すおそれがあることを知った場合

(2) その他管理者が必要と認めた場合

(保管)

第6条 管理者は、職員の在職中その保証書を保管する。この場合において、消防長は保証書の写しを保管するものとする。

(施行に関し必要な事項)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(職員身元保証規程の廃止)

- 2 職員身元保証規程（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、廃止前の職員身元保証規程の相当規定により既に提出された現に在職する職員の身元保証書については、この規程により提出されたものとみなす。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号） 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第5号） 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

身 元 保 証 書

大川広域行政組合（消防）職員

住 所

氏 名

印

上記の者が貴組合に採用（在職中）の上は、法令規則を遵守せしめ、誠実かつ公正に職務を遂行させることは勿論向う3年間において、同人が一身上並びに金銭上に不都合の行為のあった場合はすべて私が責任を負い一切を引き受け、貴組合に御迷惑をおかけしないことを誓います。

年 月 日

身元保証人

現 住 所

氏 名

印

職 業

本人との続柄

身元保証人

現 住 所

氏 名

印

職 業

本人との続柄

大川広域行政組合

管 理 者

（大川広域消防本部消防長）

殿

注意 保証人は、相当の保証力のある民法（明治29年法律第89号）上の能力者である成人であり、職員（本人）でない者であつて、かつ、そのうち1人は、1親等の親族以外の者であること。

注 この様式は、管理者の機関及び消防の機関の採用職員若しくは更新時等において必要な調整を加えることができる。